

「阪急千里線 支線神崎川北踏切」 桁下高さ制限(H=3.1m)のお知らせ

日頃より、阪急電鉄京都線・千里線連続立体交差事業にご理解とご協力を頂き誠に有難うございます。
この度、阪急電鉄千里線高架橋工事の進捗に伴い、下記の範囲において、終日桁下高さ3.1mとなります
のでお知らせします。

高さ3.1mを超える車両等は通行できませんので、他の道路への迂回をお願いします。

皆様には大変ご不便・ご迷惑をおかけしますが、引き続きご理解とご協力を頂きますようお願いいたします。



■終日高さ制限の実施

■制限開始：令和7年10月6日(月)から

■制限高さ：高さ3.1mを超える車両等は通行不可

問合せ先

○事業に関すること

大阪市 建設局 道路河川部 街路課(鉄道交差担当) TEL 06-6615-6762

○工事に関すること

発注者：阪急電鉄株式会社 交通プロジェクト推進部 TEL 06-6373-5031

工事監理：阪急設計コンサルタント株式会社 工事監理部 TEL 06-6320-7851

施工業者：飛島・前田・浅沼共同企業体 TEL 06-6320-1688

車両迂回路

制限開始: 令和7年10月6日(月)から



※高さ3.1mを超える車両等は迂回をお願いします。

